

様式第3号(第5条関係)

一般廃棄物処理業許可証

瀬戸内市指令生第887号
令和8年3月13日

赤磐市可真下312番地1
有限会社豊田建運
代表取締役 大塚 淳史 様

瀬戸内市長 黒石 健太郎



令和8年2月6日付けで申請のあった一般廃棄物処理業については、次のとおり条件を付して許可する。

- 1 事業の種類
事業系一般廃棄物の収集・運搬
- 2 許可の期間
令和8年4月1日 から
令和10年3月31日 まで
- 3 許可の条件
許可区域は、瀬戸内市内とする。
処理状況報告書を毎月提出すること。